

別紙 1

荻窪公園民間活力導入事業 選定審査基準書

1 目的

本選定基準書は、令和5年6月（予定）から荻窪公園において公募設置管理制度（Park-PFI）に基づき、公募対象公園施設及び特定公園施設、利便増進施設の整備を行う設置等予定者候補の選定にあたり、前橋市荻窪公園民間活力導入事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う審査の方法、評価基準等を示すものである。

2 選定審査の概要

（1）選定審査の方法

選定審査は、1次審査、2次審査の2回に分けて行うものとする。

① 第1次審査

提出された全ての公募設置等計画等については、都市公園法第5条の4第1項に基づき、以下の点について審査する。

a 参加資格の確認

応募法人（応募グループ）が、参加資格の要件を満たしていない場合は失格とする。

b 法令遵守に関する審査

公募設置等計画等の内容が法令その他市が示す基準を満たしていない場合には失格とする。

c 荻窪公園民間活力導入事業公募設置等指針（以下、「本指針」という。）に照らし適切なものであることの審査

公募設置等計画が本指針に照らし、適切であるかを書面にて審査するものとする。また、記載されている事項について、内容確認又は調査を実施する場合がある。なお、審査の内容は以下のとおりとする。

- ・公募設置等計画が、本指針で示した目的や場所等と適合していること
- ・記載すべき事項が示されていること
- ・認定期間中の建設、運営の確実性が、提出された資料により見込めること

d 価額の審査

本指針等に定める「設置許可使用料」の最低額と、公募設置等計画書に記

載された提案する使用料の額を比較し、最低額を下回る場合には失格とする。

② 第2次審査

第1次審査を通過した全ての公募設置等計画について、選定委員会が本基準書中の「4. 評価項目」に示す内容について審査を行う。また、選定委員会において、公募設置等計画等の内容を補完するものとして、応募法人（応募グループ）からのヒアリングを行うものとする。ヒアリングの日時、場所等は別途連絡する。

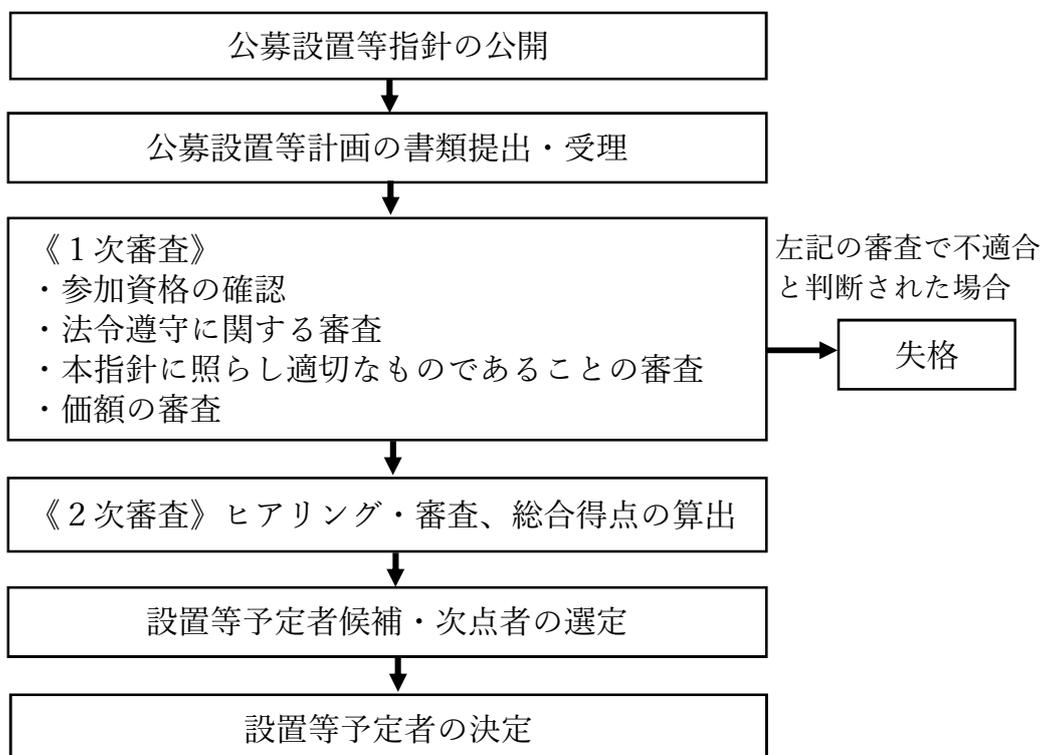
全参加者のヒアリング終了後に、選定委員による審査及び採点を行い、「設置等予定者候補」として選定し、得点が第2位だった者を「次点者」とする。なお、審査の結果によっては「設置等予定者候補」及び「次点者」の一方又は両方について、該当者なしとする場合がある。

(3) 選定審査体制

選定審査については、複数の学識経験者等で組織する選定委員会が行う。

3 選定審査の手順

認定計画提出者の選定審査の手順は、概ね以下に示すとおり行う。



4 評価項目

評価項目については次のとおり。

項目	評価内容	配点
事業計画	(1) 事業全体の概要と実施方針（コンセプト）は、荻窪公園の基本理念や計画のテーマを踏まえて設定されているか (2) 全体のスケジュールが具体的かつ現実的な提案になっているか (3) 持続的な資金計画や収支計画になっているか	30
公募対象公園施設整備・管理運営計画	(1) スローシティの理念の実現や赤城南麓のブランド力を高めるような取り組みが期待できるか ※スローシティ運動やスローシティ国際連盟の定める認証評価基準を参考にスローシティの推進・実践が期待できるかなど、評価の視点とします。 (2) 周辺施設との差別化を図るなど公園の利用促進（目的地化）につながる内容となっているか (3) 公園との一体性や利便性の向上が図られているか (4) 公募対象公園施設の設置に係る使用料の提案額	120
特定公園施設整備・管理運営計画	公募対象公園施設の周辺に設置することで、公園利用者の利便の一層の向上に寄与する提案か	20
その他	(1) 都市公園の環境の維持及び向上の措置が適切に計画されているか (2) 事業の実施体制が確立されているか ① 応募法人または、応募グループの全ての構成法人の財務状況は健全か。 ② 事業を実施するために、十分な実行力があり、実績を兼ね備えた業務実施体制を備えているか。 ③ 緊急時の連絡体制、人員の配置について整備されているか。	30
合 計		200

5 選定委員会の委員等への接触の禁止等

応募法人（応募グループ）の全ての構成団体について、設置等予定者の決定までに、選定委員会の委員、本事業に従事する市職員に対して、当該選定に関して自己に有利になることを目的とした接触その他の働きかけを禁止するものとする。当該接触等の事実が認められた場合は、失格とします。

6 選定結果の通知

決定結果は速やかに全ての応募法人（応募グループの場合は代表者）に対して文書にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じない。また、選定結果については、市ホームページへの掲載等により、次の内容を公表する。

- ・ 選定委員会の開催日時及び選定委員
- ・ 設置等予定者として決定された応募法人（各応募グループ）の名称
- ・ 設置等予定者の提案の概要
- ・ 各応募法人（各応募グループ）の総得点及び評価項目ごとの得点内訳

7 公募設置等予定者の決定

選定審査終了後に設置等予定者候補に対して、本事業実施の意思確認や公募設置等計画の内容等について協議を行い、支障がない場合に認定計画提出者として内定するものとする。

次点者は、本市が設置等予定者の提出した公募設置等計画が認定に至らなかった場合、又は設置等予定者と基本協定を締結するに至らなかった場合、若しくは設置等予定者が内定を辞退した場合に、次点者を設置等予定者とする。ただし、次点者の当該交渉権は、令和5年5月31日をもって消滅するものとする。

なお、審査の結果によっては、「設置等予定者候補」、「次点者」の一方又は両方について、該当者なしとする場合がある。